

君津中央病院企業団議会 平成18年9月定例会会議録

君津中央病院企業団企業長福山悦男は、平成18年9月25日をもって平成18年10月10日15時30分に木更津市桜井1010番地君津中央病院4階講堂に議会を招集した。

1 出欠席議員は次のとおりである。

出席議員

1番 石井 勝、2番 石井量夫、3番 川畑喜代志、5番 榎本貞夫、7番 高橋謙治
8番 三平正昭、9番 平野和夫、10番 渡辺 盛、11番 露崎信夫、12番 伊藤彰正

欠席議員

なし

2 職務のために議場に出席した職員は次のとおりである。

総務課主幹 内山 輝雄 総務課主査 亀田 陽一郎

3 説明のため出席したものは次のとおりである。

企業長 福山悦男、監査委員 鈴木昭一、病院長 磯部勝見、事務局長 木村茂俊、

事務局次長 佐藤貞雄、事務局次長 元木貞雄、経営改革室長 加藤芳生、総務課長 吉堀正廣、

財務課長 鈴木敏雄、管財課長 鶴岡幸夫、医事課長 山寄博史、副院長 田中 正、

副院長兼看護学校長 鈴木紀彰、分院長 桐谷好直、医務局長 柴 光年、看護局長 小川久子

4 会議に付した事件は次のとおりである。

・認定案第1号 平成17年度君津郡市中央病院組合病院事業会計決算の認定を求めることに

ついて（補足説明、質疑、討論、採決）

・議案第1号 未処分利益剰余金の処分について（質疑、討論、採決）

・議案第2号 君津中央病院企業団病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例の制定につ

いて（補足説明、質疑、討論、採決）

(午後3時30分開会)

<議長>

ただいまより平成18年9月君津中央病院企業団議会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は10名でございます。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

まず、企業長からごあいさつをお願いします。

福山企業長。

<企業長>

それでは、定例議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

企業団が発足し、私が企業長に任命されまして半年が過ぎました。我が国の経済は、緩やかな

がらも回復し、ようやく地方にもそれが波及してきたと言われておりますが、公的部門は国、県、

市町村も依然として厳しい財政状況下にあるものと認識しております。国の医療政策も先行き不

透明であります。それでもこの4月には、史上初めてと言われる下げ幅3.

16%の診療報酬

の引き下げを行いました。このような厳しい企業環境にありますが、現在のところ、企業団の病

院事業はおおむね順調に運営され、その使命を遂行しているものと考えております。

今後とも中期経営計画に基づき、医師を初めとした医療スタッフの確保に努めますとともに、

経営の健全化を推進いたしまして、当地域における持続的、安定的な医療の提供に努めてまいり

たいと存じます。

本日はよろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

<議長>

本日の議事日程はお手元の日程表どおりといたします。

日程第1 会期の決定について

日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本定例会は本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

企業団議会会議規則第94条の規定により、榎本貞夫議員と伊藤彰正議員を指名いたします。

日程第3 議案上程

日程第3、議案の上程を行います。

本日上程の議案は3件です。

朗読については省略いたしますので、ご了承願います。

なお、上程されている議案については一括して提案理由説明を求めます。

福山企業長。

<企業長>

本定例会に提出いたしました3件の提案理由につきましてご説明を申し上げます。

初めに認定案第1号 平成17年度君津郡中央病院組合病院事業会計決算の認定を求めるこ

とについてでございます。

病院事業の事業量は本分院合わせて、入院延べ患者数22万9,565人、外来延べ患者数

45万980人でありまして、収支決算は本分院収益157億5,518万8,878円。本分

院費用154億2,370万4,363円で、3億3,148万4,515円の経常利益でござ

いました。

これに看護師養成事業収支及び特別損益を加えまして、君津郡中央病院組合最後の決算は、

純利益 2 億 4, 9 4 6 万 4, 9 7 4 円 でした。

監査委員の審査意見を添えまして、議会の認定に付すものでございます。

議案第 1 号 未処分利益剰余金の処分についてでございますが、ただいま申し上げました決算

の純利益、すなわち利益剰余金のうち、地方公営企業法に定めるところの減債積立金を差し引い

た金額 2 億 3, 6 8 6 万 4, 9 7 4 円を財政調整積立金として、予断の許されない現在の病院事

業の予備資金として企業団に留保させていただこうとするものでございます。

議案第 2 号 君津中央病院企業団病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

でございます。

本案は、病院事業にかかわる具体的な料金の改定を提案しているものではございません。本条

例は、現行でも内容的に誤りがあるわけではございませんが、法規としての規定の仕方や構成を

より明確にするため、現行条文を整理し、再構成をしようとするものでございます。

以上、提案理由を申し上げましたが、よろしくご審議賜りまして原案どおり可決くださるよう、

お願い申し上げます。

<議長>

提案理由の説明が終わりましたが、認定案第 1 号及び議案第 1 号は関連性がござい

ますので、一括議題といたします。

ここで、補足説明を求めます。

木村事務局長。

<事務局長>

まず、認定案第 1 号 平成 1 7 年度君津郡市中央病院組合病院事業会計決算につ

きまして、補足説明を申し上げます。

A 4 の冊子をごらんいただきたいと思っております。

なお、今回の決算の場合、1 7 年度は病院組合として事業を行っておりましたので、報告書は

病院組合の事業という形をとりますけれども、君津中央病院企業団の名前で報告書を出させてい

ただいているところでございます。

それでは、この報告書に従ってご説明申し上げます。

まず、事業の概要でございますけれども、1 8 ページをごらんください。

そこに3、4とありますけれども、(1)の業務量でございます。

延べ利用者数でございますけれども、本院につきましては入院が21万7,912人、外来が38万6,923人、合計で60万4,835人でありました。16年度に比べ、外来が減少しておりますけれども、その主な理由は、平成17年度から薬の長期投与が認められ、来院回数が減少したことによるものでございます。分院では、入院が1万1,653人、外来で6万4,057人で、合計で7万5,710人でありました。入院に比較して外来がこれも減少しておりますけれども、その主な理由は本院と同様でございます。合計欄でございますけれども、病院事業全体で68万5,455人になりました。

人間ドックにつきましては、1泊コース、日帰り合わせて2,248人の利用があったところでございます。

次に、施設整備関係でございますけれども、前の17ページをごらんください。

建設工事といたしましては、分院の救急棟の工事を4,179万円で実施いたしました。改良につきましては、本院で受変電設備の二重化等の工事を4,830万円で実施いたしました。

器械設備等でございますけれども、本院につきましては1億5,706万7,295円で、その主なものにつきましては、医療器械におきましては、電子内視鏡上部・大腸及び気管支ビデオスコープの2,467万5,000円、三次元放射線治療システムの2,446万5,000円でございます。

備品費ではフィルムレス化、フィルムを使用しないで写すものでございますけれども、フィルムレス化のための画像管理システムの7,098万円でございます。

分院は、5,243万3,325円でありましたけれども、主なものは全身用のエックス線CT装置1,989万7,500円でありました。

詳細につきましては、19ページ以降に書いてございますので、ごらんいただきたいと思っております。

それでは、決算の状況についてご説明を申し上げます。

ちょっとページをさかのぼって申しわけありませんが、見開きの1ページ、2ページをごらんください。

まず、(1)の収益的収入及び支出でございます。いずれも、決算額は消費税込みの金額でございます。

まず、収入のところでございますけれども、本院事業で151億190万7,281円。分院事業で6億9,509万4,068円。看護師養成事業で1億6,992万7,967円。特別利益で182万8,650円であります。これらを消費税抜きで合計いたしますと、収入の総額が組合全体で159億2,663万6,625円でございます。

次に、支出でございますけれども、本院事業で、決算額のところでございますが、

148億6,485万1,674円。分院事業で5億8,736万9,028円。看護師養成事業で1億6,045万7,474円。特別損失で9,440万3,356円でございます。

収入と同様に、消費税等抜きで合計いたしますと、支出の総額は156億7,717万1,651円になります。その結果でございますけれども、5ページ、6ページをちょっとごらんください。

損益計算書でございます。看護師養成事業を含んだ本院事業で1億4,445万6,407円。これは6ページの上のところでございます。分院事業で1億500万8,567円の純利益が生じたところでございます。

次は7ページをごらんください。

利益剰余金の部の4の欠損金のところでございますけれども、その(4)でございます。当年年度の組合の純利益につきましては、2億4,946万4974円になりました。

戻りまして、(2)の資本的収入及び支出でございますけれども、3ページ、4ページでございます。

収入につきましては、企業債、国県補助金等がゼロであります。支出決算額は、さきに説明い

たしました大佐和分院の救急棟の増築工事や医療器械の購入などの建設改良費が

3億9,080万8,700円。企業債の償還金が9億9,725万7,677円でございます

この結果、資本で不足する額が13億8,806万6,377円でございますけれども、これに

つきましては、下段に記載のとおり、過年度損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税資本的収

支調整額をもって補てんしたところでございます。

次に、貸借対照表についてご説明いたします。

10ページ、11ページをごらんください。18年3月31日現在の貸借対照表でございます。

まず、資産でございますけれども、土地、建物などの固定資産が305億5,084万4,212円でございます。現金などの流動資産でございますけれども、

48億2,886万2,484円でございます。あと、固定資産取得に伴う消費税分の償却費の

繰延勘定でございますけれども、これは3のところでございますが、

8億9,675万6,108円でございます。

これらの資産の合計が362億7,646万2,804円でございます。

負債の部に入ります。11ページでございます。流動負債のみで6億2,720万3,608円。

資本につきましては、資本金が299億4,798万2,627円。剰余金が

57億127万6,569円。資本の合計が356億4,925万9,196円。負債と合わせ

たものの合計は、資産の計と同額の362億7,646万2,804円でございます。

最後に、職員数でございますけれども、16ページをごらんください。

17年度末の職員につきましては、本院、分院、看護学校合わせまして定数が892人。現員

でございますけれども、医師が111名、看護師が444名など計864名でございました。

16年度は852名であり、12名の増となっているところでございます。

それともう一つ、A3の大きな分厚い資料で決算説明資料という、横長の資料があると思いま

すけれども、それをちょっとごらんいただきますでしょうか。これでございます。

これについては詳細な説明はいたしませんけれども、1ページから7ページまでは、今まで説明した事項と同様のものが記載してございます。

8ページ以降に収益、支出ともに、款、項、目、節の節ごとに予算と前年度である平成16年度の決算とを比較してあります。また、前年度16年度決算に比べて増減の大きかった事業について、その理由をつけさせていただいております。これが19ページまでです。

20ページでございますけれども、平成6年度からの負担金の一覧及び年度ごとの経緯を記載してございます。金額はそこに記載のとおりでございます。

21ページ以降は、本院、分院ごとに統計表になってございます。

22ページをちょっとごらんください。

22ページにつきましては、入院、外来別の1日平均の患者の数と住所別内訳を、13年度から5年間分記載したところでございます。

最後の23ページは、分院のものでございます。

以上、認定案第1号についてご説明申し上げました。

引き続きまして、議案第1号 未処分利益剰余金の処分について補足説明いたします。

この冊子の9ページをごらんください。

当年度の未処分利益剰余金2億4,946万4,974円でございますけれども、地方公営企業法第32条第1項の規定によりまして、法定積立金として積み立てる剰余金の20分の1に当たる減債積立金1,260万円でございますけれども、その残りの2億3,686万4,974円を処分いたしまして、今後の厳しい財政状況に対応するため、地方公営企業法第32条第2項の規定によりまして、任意積立金である財政調整積立金に積み立てようとするものでございます。

以上でございます。

よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

<議長>

補足説明が終わりました。

続きまして、監査委員の審査意見を求めます。

鈴木監査委員。

<監査委員>

私から、平成17年度君津郡中央病院組合病院事業会計決算審査意見書の概要について申し上げます。

意見書中、提案理由の説明で重複すると思われる内容につきましては、省略させていただきますので、ご了承ください。

まず、意見書の1ページをお開きください。

第3、審査の方法についてであります。決算審査に当たりましては、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、企業長から審査に付された決算諸表及び関係諸帳票を調査照合するとともに、関係職員の説明を求めました。

特に、決算関係書類が地方公営企業法並びに関係規定に準拠して処理されているか、事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているか、予算の執行は議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか、また事業の経営管理は地方公営企業法の基本原則である経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう経営されたかに留意し、定例監査及び例月出納検査の結果をも踏まえて審査を行いました。

次に、第4、審査の結果です。(1)審査に付された決算報告書及び財務諸表等の決算関係書類は、関係法令に準拠し、会計の原則に基づき作成され、平成18年3月31日現在における決算状況及び経営成績は適正に表示され、その目的に沿って運営されているものと認められました。

次に2ページ、(3)財務状況についてでございます。

このうちのアの上から4行目、中ほどからでございます。個人未収金は3億667万円であり、前年同期の2億7,109万円と比較し、3,558万円の増加となっております。個人未収金については年々増加しており、本年度も回収不能分の4,105万円が損失として処分されることから、未収金発生未然防止に努めるとともに、発生した未収金については督促、催告及び訪問等により早期回収に努める必要がある。

次に、イ、資本においては、借入資本金の企業債の平成17年度企業債償還が

9億9,726万円の支出となり、企業債未償還金額は269億3,887万円、発行総額304億5,400万円、26件となっております。昨年度に続き、新病院建設に係る企業債の償還が開始され、次年度以降も病院建設に係る企業債の償還が開始され、平成19年度に償還のピークを迎える中で、今後の財政運営に十分配慮する必要がある。

次に、ウ、剰余金においては、平成16年度決算で生じた17億1,735万円の欠損金について、建設改良積立金3億4,207万円及び財政調整積立金6億6,013万円の繰り入れ並びに旧病院に係る資本剰余金7億1,515万円の取り崩しで処理した。これにより、平成17年度末の積立利益剰余金は法定積立金である減債積立金の1億4,040万円となった。本年度決算では2億4,946万円の純利益が生じたものの、今後、欠損金が生じた場合に処理する財源がないことから、引き続き経営改善に努められたい。

次に、3ページをお開きください。

(5) 経営分析について。経営状況の成否が判断される医業収支比率は、医業収益

138億6,180万円に対し、医業費用144億6,630万円で95.8%であり、前年度の86.5%と比較して9.3ポイント改善しております。

対医業収益比の分析では、職員給与費は54.0%、材料費は24.1%、経費は13.3%となっております。特に、経費中の委託料については7.9%となっており、このうち約3.5%は人材委託関係の費用であります。この分を給与費に加えて試算した場合、職員給与費の比率は57.6%となります。

事業別に見ると、本院事業は、医業収益132億6,089万円に対し、医業費用139億392万円で、医業収支比率は95.4%であり、前年度の85.9%と比較して9.5ポイント改善しております。収益面では、入院収益が患者数の増加等により4.6%増。外来収益は、患者数が減少しているものの、入院同様4.6%の増となっております。一方、費用面で

は、収益増に伴う材料費が6.0%増加しているものの、その他費用については減少あるいは微増にとどまり、医業収支が大幅に改善されております。今後もより一層の改善を図られたい。

分院事業は、前年度に引き続き良好な経営成績を示し、特に医業収支では、医業収益6億91万円に対し医業費用5億6,238万円で、医業収支比率は106.9%であり、前年度101.7%に比し5.2ポイント増加しております。病院事業では、医業収支比率が100%を超えることが理想とされており、昨年度に引き続き100%を超えたことから、たゆみない経営努力の成果がうかがえます。収益面は前年度より減少したが、費用面での減収を上回る削減を図った。今後は医業収益の増収に取り組み、引き続き安定した経営を維持されたい。

看護師養成事業では、剰余金が生じました。しかし、事業収益の85.6%が構成市からの繰入金であることから、優秀な技術者の養成はもちろんのこと、構成市の財政状況や病院事業の財政状況を考慮し、受益者負担の見直しと経費の節減に努められたい。

今後は、医療制度改革や年々厳しくなる医療報酬改定が見込まれる中、その内容を早期に把握し、適切な対応を速やかに講ずるとともに、費用の縮減に努め、経営分析を徹底し、より一層の経営改善に努められたい。

次に、3ページから4ページにかけて、総括として、むすびについて申し上げます。

平成17年度は、病院組合としての最終年度であり、また平成9年度から開始された病院建設事業も、昨年度の旧施設解体工事をもって終了しました。平成15年度においては新病院開院に伴う減収及び諸経費の増加、平成16年度においては旧施設解体に伴う費用発生により、新病院移転後の両年度は多額の損失となり、本年度は現病院へ移転後初めての通常の年度でありました。

当初予定では7億9,929万円の損失を見込んでいたものの、決算では2億4,946万円

の利益を計上できたことは評価したい。しかし、本院事業においては医業収支で

6億4,302万円の損失となっており、新たな課題も見え始めたのではないかとと思われる。また、構成市の財政状況も依然として厳しい状況にあることから、一層の経営の健全化を求めるものである。

当企業団においても、医師確保については、本院の特定の診療科及び分院については困難な状況となっていると伺っている。県内の自治体病院の状況を見ても大変厳しい状況にあるため、将来を見据えて病院企業団として独自に安定的な医師確保対策を検討する時期ではないかと思われる。平成16年度からスタートした臨床研修制度が医師確保に影響を与えているようであるが、反面、臨床研修医にとって魅力ある施設となることが医師確保対策の一つと考えられるので、その取り組みを図られたい。

また、平成17年度の主要施策であった広報公聴活動の推進については、病院広報紙を発行し、患者及び市民への情報提供に取り組んでおり、広報活動の一層の推進と継続的な情報発信に期待するものである。

さらに、個人未収金の残高が年々増加しており、平成17年度の増加額と平成16年度の増加額を比較すると1,200万円の増加となっている。また、最高裁判所が公立病院の診療に関する債権の消滅時効は民法第170条第3号により、3年と解すべきであるとの判決（平成17年11月21日）を下したことから、未収金の発生防止及び発生した後の速やかなる回収が必要と思われるため、一層の未収金対策強化に努められたい。

君津医療圏の基幹病院としての機能発揮と地域住民の医療確保のため、地域の医療・保健・福祉との連携を推進し、医療資源を効果的に活用し、全スタッフが心を一つにして、良質で安全な医療を提供し、地域住民から信頼される病院の理念実現に向けて、企業長を初めとする職員全員の一層の努力を期待するものであります。

以上でございます。

<議長>

説明及び審査意見が終わりました。

ご質疑願います。

石井議員。

<1番 石井 勝議員>

監査役にお尋ねします。

要するに、先ほど企業債の残が296億ということで、非常にびっくりしたと。もうわかっていましたけれども、どうするんだろうという気持ちを持たせた。そうすると端的に言えば、300億にかかる建築を含めたいろいろな機材をそろえた金で、今年度ですか、15億返済が必要ということですが、要するに300億にかかった金のために毎年企業債が15億ずつ要するよと。では、見直ししてみれば、今これがなくなれば、もし万一前の旧態の病院であれば、この病院は、はっきり言って、言えませんでしょうけれども、要するに赤字ではないのではないかと。そういうふうにも考えてもよろしいかどうか。

それからもう一つは、剰余金のことですけれども、たしか僕らは旧の病院を壊したときに、そこに7億ないし11億あったために解体工事が済んでしまった。もしその金がなければ、もしかすると、その解体工事は行われなかったのではないかとというふうに理解というか、考えるんですけども、そういうふうな形で剰余金がもし使われるとすれば、本当に何にもならないことになってしまうので、剰余金の2億については極めて厳重な監視と、ちゃんと用途をきちんと明らかにするように望みます。

それから、未収金が多いということですが、ある病院では、窓口で日本信販なんかがいって、要するにそれが取り立てをかわる、代替する、そのような考え方がないかどうか。これは事務方にお尋ねします。

以上の3点について、ひとつお伺いいたします。

<議長>

鈴木監査役。

<監査委員>

監査委員にということでお名指しをいただきましたが、先生のおっしゃる内容は、企業債返済がなければ、いわゆる構成団体から負担金をもらわなくても、とんとんになるのではというような。確かに、額そのものは、17年度が元利で約15億ですから、構成団体の負担金17億ですから、そういう理論が成り立ちますけれども、内容的に性格が異なりますので、ちょっとお答え……。一応理屈から言えば、そういうことだろうと思います。ということで、ひとつご了承いただきたいと思います。

<議長>

ほかに、未収金の件。

山崎課長。

<医事課長>

未収金につきましては、全国的に見ましても、公立病院の未収金は、民間病院に比べまして増加傾向にあるようです。特に最近の患者の社会的、経済的要因としまして、不況の長期化による医療費の貸しつけや一時金を生活費に流用する、あるいは保険加入をしない。国保の加入者も資格証のみで、そういった人の増加。あと負担割合の増加ですね。それから、連絡先が携帯しかない。保証人がいない。不法滞在の外国人など、今までと比較しますと、新しい要因もありまして、増加していく。そういった中で歯どめをかけるということ、そのために今まで以上に対策を講じていく必要があると思います。

具体的に申し上げますと、まずいろいろな取り決めですね、ルールの明文化。誓約書を含む各種書類の見直し、それから電話、文書、訪問、督促方法ですね、そちらの再点検。また、だれが支払いをするか、そういった債務者の明確化。そういった支払いの誓約書の見直しですね。それから、病棟、医師、看護師、ソーシャルワーカー、あと事務もですけれども、そういった情報の共有化に努めまして、さらなる連携強化の取り組みということです。

また、病院側としましては、支払いの選択肢としまして、今、石井議員ご指摘の各カードの使用、あるいは公共料金のようにコンビニエンスで料金が払える、そういった方法もふやすということで、さらに、支払い督促の申し立てまた少額訴訟、そういったものを含めまして、未収金回収対策の整備を検討し、できるものから進めていこうというふうに考えております。

<議長>

石井議員。

<1番 石井 勝議員>

結局、この300億の赤字だけが残されて、関係者たちはもうここにはいなくなりました。あとに借金だけ残されて、みんなでその後始末に当たる。何か非常におかしい。憤りを感じるんですけれども、今後よくそういう金の監視はきちんとして。また、少なくとも中から中央病院自体で持ち上がったことであって、少なくとも建設業者等々から指示されたり、あるいはそれをねらわれたりするののないように。もうねらうものはないですから、大丈夫でしょうけれども。ひとつこの際、要望しておきます。

それから、未収金については、払えないやつは払えないんですけれども、やはりいろいろな取り方があるのではないかと。帝京だと、窓口に行ったときに1万円出さないと受け付けないとかなんか言っているけれども、やはりそのレベルまで下げないといけないのではないかというような気持ちを最近持ってきました。

酔っ払って来て、吐いて、すごく悪口を大声で騒いでいる。そんな者に一緒に力を注がなくてはいけないということは、医療をやっている者としては非常に嘆かわしい。だけれども、それをやらなければいけない。何かおかしな矛盾を感じるんで、今後とも未収金については、ひとつよろしく回収をお願いします。かえって、その人たちが未収金が非常に多いんだというふうに感じています。未収金の回収については、大したことないですけれども、一応、よろしくお願いした

い。

それから、今後のことを言っておかしいんですけども、交通事故なんかのときに、外来の費用をみんな窓口で取りますよね。窓口でもって徴収する。ところが、あのかかる人たちは、やはり保険の金、かかったときに搭乗者保険等々が必要なんで、金を払ってまでかかるかという、なかなかかかりにくい。それで、交通事故はどっちにしろ、保険会社から払われるんだから、その金はやはりまとめて事務方が面倒でもちゃんと毎月毎月請求を起こしていく。そういう体制をひとつとっていただきたい。

わりと、保険会社からの要望があるんですよね。だから、何も窓口で必ず取ってしまうのではなくて、取れるところは必ず1カ月おくれで取れるんだから、交通事故の患者に関しては、外来は未収にしておいて、後でまとめて毎月ずつ請求すると。

それから、ここにちょっと載っていたんですけども、書類代についても、二千何百円の診断書、明細書になっていますけれども、当院ではやはりそれは1万円いただいています。書きますと、それが100件あれば毎月100万円になるわけですから、当然、この中央病院はもっと何倍もあるわけですから、もし細かいことを言うんだったら、未収金を被せるよりは、そういう取り方をされたらいかがなものかと考えます。

すぐにはできないでしょうけれども、そういうふうないろいろな細かい何千万単位のことだしたら、漏れることがいっぱいあるんで、ひとつ漏れなく、やはりみんなです。

いろいろなところを見てくることですから、ここに引きこもって事務方が相手ではなかなかできないのではないかと思いますので、外の病院をよく見てくること。そこで取るべきものはどのように取るのか、それをちゃんと研究してくることを望みます。

これは要望でいいです。

<議長>

ほかに。

(発言する者なし)

質疑終局と認め、討論を省略し、採決したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、採決いたします。

認定案第1号は原案どおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

全員であります。

したがって、認定案第1号 平成17年度君津郡市中央病院組合病院事業会計決算の認定を求

めることについては、原案どおり認定されました。

続いて、採決いたします。

議案第1号は原案どおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

全員であります。

議案第1号 未処分利益剰余金の処分については原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号を議題とします。

補足説明を事務局より求めます。

木村事務局長。

<事務局長>

では、お手元の資料の君津中央病院企業団提出議案説明資料、薄目のA4判のをちょっと出し

ていただけますでしょうか。

議案第2号 君津中央病院企業団病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例の制定について、

補足説明いたします。

この資料の2ページ、新旧対照表をごらんください。

第1条でございますけれども、これは読みかえ規定を加えようとするものでございます。今の

ものには読みかえ規定ございませんので、読みかえ規定を加えようというものでございます。

続きまして、第2条でございますけれども、これは第1号、第2号、第3号ともに、表現方法を改めたものでございます。

具体的には、現行の条例では前文のところ、「次の各号に掲げる規定により算定するものとする」というような、前文のところで「算定するもの」とあった表現を、今度の場合は、本文の中で「により算定した額」という表現に改めるものでございます。

4号については、従来3項であったものをそのまま持ってきたものでございます。

第2項が現行では第4項でございますけれども、「自由診療」と表現されていたものを改めたものでございます。これにつきましては、保険適用外の、いわゆる自由診療でございますけれども、自由診療という表現につきましては、医療分野においては使用されているんですけれども、法令上は使用されていないということから、これを消費税法第6条第1項別表で非課税とされるもの。これは非課税とされるものでございますから、保険診療分もでございます。これを「除く」という表現に改めようとするものでございます。

同時に、消費税が課税の場合は、算定は円単位で行うということでございますので、現在の自由診療の規定のように、保険診療料金算定をねらって規定している10円未満を四捨五入するという規定に改めようとするものでございます。

第3条は、料金の徴収というものはっきり義務化するとともに、今は分納という規定がありませんので、この規定を追加しようというものでございます。

第4条は、企業長が定めるというものを、管理規定で定めるというふうに改めようとするものでございます。

それから、3ページ、4ページでございますけれども、3ページにつきましては、別表第2条第2項というのに第2号をつけ加えたもので、形式的な改正でございます。

それから、4ページでございますけれども、先ほど言いましたように、四捨五入の10円未満円単位というのをかえたものを備考のところに持ってきたものでございます。

なお、この条例につきましては、施行期日につきましては11月1日から予定しているところ
でございます。

以上でございます。

よろしくご審議くださるよう、お願いします。

<議長>

補足説明が終わりました。

ご質疑願います。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご質疑がないようですので、討論を省略し、採決したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、採決いたします。

議案第2号は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

全員であります。

したがって、議案第2号 君津中央病院企業団病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例の
制定については、原案どおり可決されました。

以上で議案の全部を議了いたしました。

企業長よりごあいさつ願います。

福山企業長。

<企業長>

それでは、企業団議会閉会に当たりまして一言ごあいさつ申し上げます。

本日も長時間にわたりましていろいろご議論いただきました。また、ちょうど4市でも議会終

了後でいろいろとお疲れのところ、またご多忙のところ、きょうは長い時間ありがとうございました。

3議案につきましてお通しいたきまして、心から御礼申し上げます。

また、議員の先生方並びに監査委員から非常に貴重なご意見をいただきました。またいろいろ

ご指導いただきまして、本当にありがとうございました。

いろいろ申し上げますと、長くなってしまいますけれども、とにかく今回の医療制度改革、本当に厳しいものがございます。一番もとになっているのは、やはりどうやって国の医療費の総額を落とすかということが最も大きな目的だったわけですが、現在32兆円という額があるわけですが、2025年にはこれが56兆円になるということが国民総生産から割り出したときに大変なことになるというのが一番もとだと思います。

したがって、今回の改正も、医療の質とか、そういうものはほとんど議論されなくて、額の方でほとんど決めていったと。そうしないとしようがなかったという理由もあるかもしれませんが、その結果、大変厳しいものになって、3.16%のマイナス改正ということになったと思います。

したがって、病院の方としましては、いかに収入でどうやって上げるかというのは、非常に難しい状況になっております。いろいろ看護師さんたちの方で看護体制につきましてもどうすればいいか、国の方の方針でいうと、いい看護体制で患者さんに手厚く看護すればということですが、これも結局、病床をどうやって減らすかという国の施策ということに実際はなっているわけでございます。

そういう中にありまして、でも、やはりうちの病院の使命といいますか、地域にあってどうやっても安全で質の高い医療を提供せねばならないということは、うちの病院の使命でございます。

そういうことで、先ほどからいろいろ医師の確保の問題とか、いろいろな問題が、矛盾した問題がたくさんございますが、それを何とかクリアーして、そして、この病院が存続していけるようにせねばならないと。こういうふうには、これはもう私を初めとして、全職員そう考えているわけでございます。

そういうことで、今後とも、いろいろご指導いただきながら、また4市の皆さんにもいろいろご迷惑かけることがたくさんあると思いますけれども、どうぞよろしくお願ひしたいと、こうい

うふうに考えております。

きょうは本当にいろいろありがとうございました。

閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。

<議長>

以上をもちまして本定例会を閉会といたします。

長時間にわたりご苦勞さまでございました。

(午後4時23分閉会)